

○日本体育大学研究費不正使用防止計画推進室設置要領

平成20年1月16日

教授会制定

最近改正 令和2年3月11日

(目的)

第1条 日本体育大学(以下「本学」という。)に、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定)(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、全学的な観点から、研究費不正使用防止計画を推進するため、研究費不正使用防止計画推進室(以下「推進室」という。)を置く。

(組織)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 企画・管理・運営担当の副学長
- (2) 総合スポーツ科学研究センター長
- (3) 事務局長
- (4) 管理部長
- (5) 健志台統括
- (6) 管理部庶務課長、管理部会計課長及び管理部管理課長
- (7) 総合スポーツ科学研究センター事務長
- (8) その他、室長が指名する者 若干名

(業務)

第3条 推進室は、次に掲げる事項を扱う。

- (1) 本学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針及び基本計画の策定に関すること
  - (2) 本学における公的研究費の適正な管理のための取扱制度の策定並びにモニタリング及び監査制度の策定に関すること
  - (3) 公的研究費の不正使用に関する調査等に係わる制度の策定に関すること
  - (4) ガイドラインに基づく自己点検及び評価の実施に関すること
- 2 前項の業務を行うに当たっては、必要に応じて、本学の教員の意見を聴取するものとする。

(室長等)

第4条 室長は、第2条第1号の室員をもって充てる。

2 室長補佐は、第2条第2号の室員をもって充てる。

(任務等)

第5条 室長は、室員を指揮監督し、所掌業務を掌理する。

2 室長補佐は、室長を補佐し、所定の業務を分掌する。

3 室員は、室長の命を受け、所定の業務を分掌する。

(事務)

第6条 推進室の事務は、管理部庶務課が行う。

(改廃)

第7条 この要領の改廃は学部長会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、推進室が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。